

第 1 号

5月14日 (金)

# 令和3年第1回宇城市議会臨時会（第1号）

令和3年5月14日（金）

午前10時00分 開議

## 1 議事日程

- |                 |        |   |
|-----------------|--------|---|
| 日程第1            |        | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2            |        | 会期の決定   |
| 日程第3            |        | 諸報告   |
| 日程第4            |        | 議長辞職の件  |
| 追加議事日程（第1号の追加1） |        |   |
| 日程第1            | 選挙第7号  | 議長の選挙   |
| 追加議事日程（第1号の追加2） |        |   |
| 日程第2            |        | 副議長辞職の件   |
| 追加議事日程（第1号の追加3） |        |   |
| 日程第3            | 選挙第8号  | 副議長の選挙  |
| 日程第5            | 報告第2号  | 専決処分の報告について（専決第8号）  |
| 日程第6            | 承認第3号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定（専決第4号））   |
| 日程第7            | 承認第4号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定（専決第5号）） |
| 日程第8            | 承認第5号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第9            | 承認第6号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号））       |
| 日程第10           | 承認第7号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号））       |
| 日程第11           | 議案第39号 | 工事請負契約の締結について（萩尾隧道（用水路）災害復旧工事）                              |
| 日程第12           | 選挙第5号  | 宇城広域連合議会議員の選挙   |

日程第13 選挙第6号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙  
日程第14 議会運営委員の選任

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

2番 永木誠君	3番 山森悦嗣君
4番 三角隆史君	5番 坂下勲君
6番 高橋佳大君	7番 高本敬義君
8番 大村悟君	9番 福永貴充君
10番 溝見友一君	11番 園田幸雄君
12番 五嶋映司君	13番 福田良二君
14番 河野正明君	15番 渡邊裕生君
16番 河野一郎君	17番 長谷誠一君
18番 入江学君	19番 豊田紀代美君
20番 中山弘幸君	21番 石川洋一君
22番 岡本泰章君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 桑田祥一君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
企画部長 西岡澄浩君	市民環境部長 杉浦正秀君
健康福祉部長 岩井智君	経済部長 黒崎達也君
土木部長 梅本正直君	教育部長 豊住章君
総務部次長 元田智士君	企画部次長 坂本優子君
市民環境部次長 森下功治君	健康福祉部次長 植野修君
経済部次長 浦田敬介君	土木部次長 平木恵一君
教育部次長 井住寿宏君	三角支所長 梅田徳久君

不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	木 下 義 明 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふさ子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太実男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（石川洋一君） ただいまから、令和3年第1回宇城市議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（石川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、12番、五嶋映司君及び13番、福田良二君の2人を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（石川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸報告

- 議長（石川洋一君） 日程第3、諸報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する市の対策について報告します。

第1に、市内事業者に対しての支援策についてです。

減収した市内の小規模企業者や農林漁業者に対して、市の独自支援策として一律10万円を支給しました宇城市事業持続化対策特別支援金ですが、829件、8,290万円の交付決定を行いました。そのうち、店内での飲食を伴う飲食店に対して上乗せして30万円を支給しました宇城市店内飲食向けコロナ対策支援金は、142件、4,260万円の交付決定を行っております。

また、飲食店や小売店等の感染防止設備導入費用の一部を補助する宇城市飲食店等新型コロナウイルス感染症防止設備等導入補助金については、211件、1,716万9千円の交付決定を行っております。

さらに、市が飲食店や小売店等に感染防止対策アドバイザーを派遣し、感染防止対策や支援制度の助言、取組内容の確認を行いました宇城市感染防止対策アドバイ

ザーの派遣については、379店舗にアドバイザーを派遣し、感染防止の取組が行われている店舗には、市が作成しましたくまモンデザインの感染防止対策取組宣言のステッカーとのぼりを配布しております。

第2に、低迷した市内経済の早期回復を目指すプレミアム率100%の宇城市プレミアム付商品券についてです。

昨年10月31日をもって販売が終了した第1弾の使用率は99.8%であり、既に登録された取扱店で計約10億7,281万円分が利用されております。

次に、2月26日をもって販売終了した第2弾ですが、使用率は86%であり、取扱店で計約9億4,056万円分が利用されております。第2弾の使用期限は6月30日までとなっておりますので、早めの御利用をお願いします。

また、18歳未満の子どもを対象に交付した子育て応援商品券は、使用率85.6%、取扱店での利用は計約7,905万円となっております。

次に、熊本天草幹線道路の宇土三角道路新規事業化について報告します。

2月18日に宇土半島南側ルート新設が妥当と判断されました熊本天草幹線道路、宇土三角道路について、3月30日、令和3年度国土交通省道路予算において、国直轄事業としての新規事業化が決定されました。

本市にとっては、世界文化遺産である三角西港を核とした三角の観光や物流の展開、災害時の代替路機能確保による安全・安心を背景とした定住の促進など、地域振興の起爆剤となるものと大いに期待しております。

事業化に伴い、本年度から測量などの調査が始まるため、引き続き、国県、沿線自治体等との連携を図りながら、早期開通に向け取り組んでまいります。

次に、本庁舎機能の一部移転について報告します。

市役所の本庁舎は、築27年が経過しており、さらに熊本地震でも被災したことから、令和2年度から災害復旧と合わせて大規模改修を実施しています。

この改修では、本庁舎の老朽化した設備の更新をはじめ、照明器具の省エネ化や窓口案内の表示方法の改善、待合スペースや授乳室などを充実させます。

広報うき「ウキカラ」5月号でお知らせしましたとおり、この工事に伴い、5月6日から経済部・農業委員会事務局・教育部が不知火支所に、企画部が小川支所に移転しております。一時移転にて行う工事は令和4年11月末にはしゅん工する予定ですが、コロナ禍における分散勤務の効果もございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、日本航空株式会社からの人材受入れについて報告します。

4月1日付けでJALセールスから人材1人を派遣いただき、企画部地域振興課に配属しております。これは、総務省の地域活性化企業人交流プログラムを活用し

たもので、三大都市圏に所在する民間企業の社員を市に受け入れ、その業務経験や人脈、ノウハウ等を活かして市の魅力を発信することで、ブランド力を向上させ、移住・定住や観光の促進、新たな販路拡大による特産品の高付加価値化などを目的としています。

日本航空とは、平成31年3月に連携協定を締結し、これまで紙飛行機大会や中高生向け航空教室の開催、日本航空ホームページ上での市の観光紹介などを実施しており、地域活性化に向けた共同の取組を積極的に進めています。

今回、広告デザイン・イベント企画などの豊富な経験と実績のある優秀な人材を派遣いただいたことで、市全体の更なるブランド力向上に取り組んでまいります。

次に、職員の時差出勤について報告します。

令和元年10月から時差出勤制度の試行を重ねた結果、公務能率の向上と健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現を目的とした働き方改革の取組の1つとして、職員の時差出勤制度を本格導入しました。

時差出勤とは、7時30分から18時15分までの間で、4つの柔軟な勤務形態を選択できる取組であり、令和3年4月1日から開始し、徐々に利用者が増えております。

今後も、さらに働き方改革に取り組んでまいります。

以上、近況の行政報告といたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する市のこれまでの取組の経過とワクチン接種の現状について報告いたします。

本市では、令和2年2月1日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、毎週の対策本部会議時に市内における感染状況及び各種支援事業の進捗等について情報共有を行っております。

感染症に関する情報については、これまで市民向けに17回の広報紙号外発行や防災無線による情報発信に努めるとともに、庁舎内での感染者確認やクラスター発生などの最悪の状況を想定し、庁舎消毒の体制や市役所の業務停止を起こさないための部局間の業務連携の体制を整えてきたところです。

全国的に感染が拡大してきた令和2年3月から市主催事業の延期や中止、公共施設等の利用自粛要請を行う中で、令和2年8月に宇城市初の感染者が確認されました。その後も感染者は増加し、令和3年1月には、飲食店や高齢者施設においてクラスターが発生、1か月間で75人の感染者が確認されており、令和3年5月13日現在で本市において142人の感染件数が確認されています。

この間、市民生活、経済対策では、国の動向を注視し市民・事業者を支援するための財源の確保に努め、中小企業資金繰り支援や小規模事業者持続化補助などの独

自事業を実施し、国県の支援事業とともに実施中であります。

また、市民の生活と地元事業者を支援するために、100%プレミアム付商品券事業や宇城市テイクアウト事業などを市議会の御理解をいただきながら、好評のうちに実施しております。

次に、感染拡大対策の切り札となるワクチン接種に関する状況ですが、本年3月に熊本県による医療従事者向けのワクチン接種が開始され、現在も継続中でありま

す。  
本市のワクチン接種体制については、本年4月1日にコールセンターを開設し、接種に係る受付方法や接種の時期、接種会場などの問合せや相談への対応を行っております。

また、本市における接種方式は、下益城郡医師会と宇土地区医師会の御協力の下に、各医療機関での個別接種と防災拠点センターなどを会場とする集団接種を併用して実施予定であります。

本市の接種順位については、国県の指針を参考として、感染症対策本部で協議した中で、重症化とクラスター発生のリスクが大きい高齢者施設の入所者と従事者を第1順位と定めて、4月20日から接種を開始しており、約7割の対象者が1回目の接種を終了しております。

高齢者施設入所以外の65歳以上の高齢者については、予約システムや接種会場の混乱を避けるために、10歳ごとまたは5歳ごとに細分化し、4月26日に85歳以上の方に接種券を発送しました。

今後は、5月21日に80歳以上の方へ、5月28日に75歳以上の方へと、高い年齢層から順に接種券送付を予定しております。その後に、基礎疾患のある方、65歳以下の方へと順次接種券を発送していく予定です。

4月26日に接種券を発送しました85歳以上の方の接種予約受付を、大型連休後の5月6日から開始しました。予約開始直後はコールセンターへのアクセスが集中し、市民の方々には御迷惑をおかけしましたが、現在は落ち着いた予約状況にあります。

5月11日からは、市内の医師会の御協力の下、各医療機関で個別接種が開始されています。

今後、予約システムや接種会場の混雑防止のため、コールセンターの増員や接種券の発送数量の再検討を行います。また、今後の接種状況によっては、集団接種会場の増設も検討していきます。

本市では、国が示すワクチンの供給日や供給量を基に接種券を発行・送付しており、送付された市民の皆様のワクチンは確保されておりますので、慌てず、安心し

て接種の予約をしていただくようお願いしております。

国からの通知では、今後のワクチンの供給は安定的に増加する見込みであります。接種券がまだ届いていない市民の皆様には、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

今後もワクチン接種に関する情報については、広報紙や号外、ホームページや防災行政無線などを通して発信してまいります。

市民の皆様が、少しでも早く接種を受けていただき、これまでの日常を取り戻せるよう、最善を尽くしてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する行政報告といたします。

○議長（石川洋一君） 行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

これから議会の構成を行いますので、ここで執行部の退席を求めます。

（執行部退席）

○議長（石川洋一君） 私は、先日議長を辞職する旨の辞職願を副議長に提出しております。これより、私の一身上の件に関することとあります。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することとし、これより議事の進行は、副議長にお願いをいたします。

（石川洋一君 退場）

（大村悟君 着席）

-----○-----

#### 日程第4 議長辞職の件

○副議長（大村 悟君） 日程第4、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。石川洋一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 異議なしと認めます。したがって、石川洋一君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、石川洋一君の入場を求めます。

（石川洋一君 入場）

○副議長（大村 悟君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しまし

た。

ここで、書記に追加日程を配布いたさせます。

(追加議事日程配布)

-----○-----

#### 追加日程第 1 選挙第 7 号 議長選挙

○副議長(大村 悟君) 追加日程第 1、選挙第 7 号議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○副議長(大村 悟君) 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここで準備を行います。

(投票箱準備)

○副議長(大村 悟君) 議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(大村 悟君) ただいまの出席議員は、21 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人を 13 番、福田良二君、14 番、河野正明君、15 番、渡邊裕生君の 3 人を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入願います。

(投票用紙配布)

○副議長(大村 悟君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(大村 悟君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長(大村 悟君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長(小川康明君) それでは、まず 2 番、永木議員お願いします。

3 番、山森議員。4 番、三角議員。

5 番、坂下議員。6 番、高橋議員。

7 番、高本議員。9 番、福永議員。

10 番、溝見議員。11 番、園田議員。

12 番、五嶋議員。13 番、福田議員。

14番、河野正明議員。15番、渡邊議員。

16番、河野一郎議員。17番、長谷議員。

18番、入江議員。19番、豊田議員。

20番、中山議員。21番、石川議員。

22番、岡本議員。

最後に、副議長お願いします。

○副議長（大村 悟君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。福田良二君、河野正明君、渡邊裕生君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（大村 悟君） 開票の結果を報告します。

投票総数 21票

有効投票 17票

無効投票 4票

有効投票のうち、園田幸雄君 17票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、園田幸雄君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○副議長（大村 悟君） ただいま議長に当選されました園田幸雄君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

園田幸雄君、議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○議長（園田幸雄君） 皆さんおはようございます。一言御挨拶申し上げます。このたびの議長選挙におきまして議員各位の御選任をいただき、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

議会運営に関しましては、中立、公正、公平をモットーとして、言論の府としての議会の円滑な進行を誠心誠意、全力を傾けて進めてまいります。また、多様化する市民ニーズに応えるため、議会と執行部が一体となってそれぞれの議員の立場をもって、誠心誠意また全力を尽くしてまいりたいと思います。

最後になりましたが、議員各位の御指導、御鞭撻そして御支援を切にお願い申し上げます。簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。お世話になり

ます。

○副議長（大村 悟君） 議長選挙が終わり、私の職務は終了しました。皆さんの御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

園田幸雄議長、議長席にお着き願います。

（園田幸雄議長 着席）

○議長（園田幸雄君） ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長の大村悟君から一身上の都合により、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加をし、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に追加日程を配布いたさせます。

（追加議事日程配布）

-----○-----

#### 追加日程第2 副議長辞職の件

○議長（園田幸雄君） 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、大村悟君の退場を求めます。

（大村悟君 退場）

○議長（園田幸雄君） お諮りします。大村悟君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、大村悟君の副議長の辞職を許可することに決定をしました。

ここで、大村悟君の入場を求めます。

（大村悟君 入場）

○議長（園田幸雄君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、書記に追加日程の配布をいたさせます。

（追加議事日程配布）

-----○-----

### 追加日程第3 選挙第8号 副議長の選挙

○議長（園田幸雄君） 追加日程第3、選挙第8号副議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここで準備をいたします。

（投票箱準備）

○議長（園田幸雄君） 議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（園田幸雄君） ただいまの出席議員は、21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人を16番、河野一郎君、17番、長谷誠一君、18番、入江学君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入願います。

（投票用紙配布）

○議長（園田幸雄君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（園田幸雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（小川康明君） まず2番、永木議員から願います。

3番、山森議員。4番、三角議員。  
5番、坂下議員。6番、高橋議員。  
7番、高本議員。8番、大村議員。  
9番、福永議員。10番、溝見議員。  
12番、五嶋議員。13番、福田議員。  
14番、河野正明議員。15番、渡邊議員。  
16番、河野一郎議員。17番、長谷議員。  
18番、入江議員。19番、豊田議員。  
20番、中山議員。21番、石川議員。  
22番、岡本議員。  
最後に、議長お願いします。

○議長（園田幸雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。河野一郎君、長谷誠一君、入江学君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（園田幸雄君） 開票の結果を報告します。

投票総数 21票

有効投票 16票

無効投票 5票

有効投票のうち、福永貴充君 16票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、福永貴充君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（園田幸雄君） ただいま副議長に当選されました福永貴充君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

福永貴充君、副議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（福永貴充君） こんにちは。このたび宇城市議会副議長に就任させていただくことになりました福永です。皆様方からの御選任をいただき、副議長に就任させていただきますことを心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

熊本地震からの復旧・復興もまだ終わらぬ中、世界的なパンデミックであります

コロナ禍の発生、宇城市議会に対します市民の方々からの期待も、今まで以上になく大きなものになっているのではないかと思います。そういった中、園田議長をお支えし、執行部とより良い議論ができるように、そして円滑な議会運営ができるよう努めてまいる所存であります。皆様方からの御指導並びに御支援、御協力をよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） ここで執行部の復席を求めます。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議長辞職の件で許可されました石川洋一君、並びに副議長辞職の件で許可されました大村悟君のお二人から、挨拶の申出があります。石川洋一君。

○21番（石川洋一君） 皆さんおはようございます。退任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ちょうど丸々1年の任期でありましたけれども、コロナ禍という中で様々な勉強をさせていただいたと思いますが、議会運営はまさに皆様方の御協力によりまして、無事終了できたのではないかなと思います。例えば、一般質問の短縮あるいは傍聴席の規制といったものに皆さん方協力をいただいたということ、心からお礼を申し上げたいと思います。おかげをもちまして、コロナの感染者がこの議場から出なかったということは、1つの巧妙であったと思っております。重ねてお礼を申し上げたいと思いますが、議会活動等が制約されたということも1つありまして、残念な思いでありますけれども、しかしコロナ禍を乗り越えるためにはこういう活動も必要だなということも、こういう中での活動が今後また私たちが市民の負託を得て活動する中で、大変重要な経験になったのではないかと思います。まだまだこのコロナは続きますので、去年私は、withコロナかアフターコロナという言葉を使いましたけれども、まだまだwith、withですね、ずっと続きますので、皆さん方と一緒に市民の声をしっかり聞く場所を少しずつ増やしていきながら、安全を担保しながら市民の生命や生活をどうやって守るかという議論ができるように、私も今後とも頑張っていきたいと思っております。本当に1年間でしたけれども皆様方には心からお礼を申し上げまして、御挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） 次に、大村悟君。

○8番（大村 悟君） おはようございます。1年間副議長をさせていただきました大村でございます。コロナ禍の中での1年間ということでありましたが、議長と共に県の議長会にも参加させていただいたり、あるいは豪雨災害がありました八代、人吉につきましては、皆様方の代わりに議長と共にお見舞いに行ってきたということを今思い出しております。あと私たちは充て職ということで行きましたが、広域連合議会の議員として、あるいは水道企業団の議員としても参加をさせていただきました。宇城市だけではなくて宇城管内全体のあるいは天草も含めたところでのお話を聞くことにより、非常に勉強させていただいたと思っております。副議長ということで議長を支えられたのかということにつきましては、若干疑問符が付くところもありますが、あとは一議員としてこの1年間で学んできたことを精一杯生かしながら、議員活動をしていきたいと思っております。これまで1年間、大した活動もできませんでしたが大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） お二人には、コロナ禍の非常に厳しい1年間となりましたが、その御労苦に対し、心からねぎらいを申し上げますとともに、今後の議会運営に際しまして、お力添えを賜りますようよろしく願いいたしたいと思っております。

-----○-----

#### 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（専決第8号）

○議長（園田幸雄君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について（専決第8号）を議題とします。

報告第2号の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 報告第2号について説明いたします。議案集は3ページと4ページをお願いいたします。

令和3年4月5日、午前11時50分頃、宇城市松橋町豊川郵便局付近の市道を西から東へ走行中、側溝から外れたグレーチング上を車両で通過した際に、グレーチングが跳ね上がり、車両左前後ドア部を破損し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は208,840円です。

なお、損害賠償金については全国町村会総合賠償補償保険から補填されます。

以上で、説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第2号の詳細説明が終わりました。

これで専決処分の報告について（専決第8号）を終わります。

-----○-----

#### 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定

- (専決第4号)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号)(宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定(専決第5号))
- 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号)(令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号)(令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号))
- 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号)(令和3年度宇城市一般会計補正予算(専決第2号))
- 日程第11 議案第39号 工事請負契約の締結について(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)

○議長(園田幸雄君) 日程第6、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号)(宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定(専決第4号))から、日程第11、議案第39号工事請負契約の締結について(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。

専決処分の報告が1件、専決処分の報告及び承認5件で、その内容は、宇城市税条例の改正、宇城市介護保険条例の改正、宇城市国民健康保険特別会計予算の補正、宇城市一般会計予算の補正が2件です。その他の案件として、工事請負契約の締結が1件の合計7件になります。

補正につきましては、いずれも新型コロナウイルス関連で、国民健康保険特別会計の補正予算が新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金の支給、一般会計の補正予算が低所得者のひとり親世帯に対しての子育て世帯生活支援特別給付金の給付と国から新型コロナウイルスのワクチン供給に対し、人員体制の拡充及び健康被害対策に関するものです。早期の議会議決をお願いいたしたく、臨時会の開催をお願いしたものでございます。詳細につきましては、関係部長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(園田幸雄君) 承認第3号から議案第39号までの提案理由の説明が終わりま

した。

これから、承認第3号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）宇城市税条例等の一部改正について詳細説明します。

議案集は6ページから14ページ、説明資料は2ページから26ページまでとなっております。今臨時会の詳細説明については、議長のお許しをいただきお手元に配布しています、宇城市税条例等の一部改正のポイントを参照しながら説明を申し上げますので、よろしくお願ひします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、宇城市税条例等の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、議会において議決すべき事件を3月31日付けで市長において専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告及び承認を求めるものです。

それでは、改正内容について、改正のポイントと説明資料に沿って説明します。改正ポイントは、本則、附則の改正条例番号の若い番号から順に記載しております。関連する改正はまとめて説明いたします。

まず、ポイント1番の市民税、説明資料の2ページ第24条第2項、ポイント3番、説明資料2ページ第36条の3の3及びポイントの2ページ8番、説明資料5ページ附則第5条第1項は、個人市民税の均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族及び公的年金等受給者の扶養親族の定義の変更に伴う改正で、施行期日を令和6年1月1日とするものです。

内容は、国外居住親族については、29歳以下の者及び70歳以上の者に限るとするものです。また、30歳以上69歳以下の国外居住親族であっても、障がい者等の条件により扶養親族となるものです。

ポイント2番、説明資料の2ページ第36条の3の2第4項、ポイント4番、説明資料の3ページ第36条の3の3第4項及びポイント6番、説明資料の4ページ第53条の9は、給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書の提出の際に、申告書に記載すべき事項を電子提出することについて、税務署長の承認を不要とするものです。

ポイント5番、説明資料の3ページ第53条の8第1項は、退職所得申告書に記載すべき事項を電子提出することについての規定を整備するものです。

ポイント7番の軽自動車税、説明資料の4ページ第81条の4は、燃費性能に応じて課税する環境性能割の税率区分の見直しに伴い、読替規定を対象に追加するものです。

内容については、クリーンディーゼル車がガソリン車と同等の取扱いとなることと、燃費基準が2020年度基準から新たな2030年度基準に変更されたことによるものです。

ポイント2ページ9番の市民税、説明資料の5ページ附則第6条は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、特定一般用医薬品等を購入した場合、一定の金額の所得控除受けることができる特例制度（セルフメディケーション税制）について、適用期限を令和9年度まで延長するものです。

これまでは1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えなければ活用できなかった医療費控除ですが、このセルフメディケーション税制の施行により、定期健康診断、予防接種などを受けている人で、対象となる市販薬を家族の購入分を含めて年間12,000円を超えて購入した人は、確定申告することで所得控除が受けられるようになります。

ポイント10番の固定資産税、説明資料の5ページ附則第10条の2は、雨水貯留浸透施設の課税標準を3分の1とする規定を追加するものです。

ポイント11番、説明資料の8ページ附則第10条の4は、熊本地震により被災した家屋（半壊以上）または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税の特例措置、これは被災代替家屋の償却資産の4年間で2分の1減額とするものですけれども、これにつきまして、代替資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長するものです。

ポイント12番、説明資料の8ページ附則第10条の5は、平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地のうち家屋等の敷地の用に供されていないもので、住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けようとする場合の申告書の提出期限を、賦課期日の属する年の1月31日とするとともに、申告書に記載すべき事項等について規定を整備するものです。令和3年度及び令和4年度分になります。

なお、熊本地震に係る被災住宅用地も同様の措置がなされております。

ポイント13番、14番、説明資料の10ページ附則第11条、附則第11条の2は、類似の利用価値を有すると認められる地域の地価が下落した場合において、令和元年度または令和2年度における修正価格を当該年度分の課税標準とする特例措置を、令和4年度分または令和5年度分の固定資産税についても、引き続き講ずるものです。3年ごとの固定資産税評価の見直し時期だけでなく、地価下落による場合は、その年度の固定資産税に反映させるものです。

ポイント3ページ15番、説明資料の11ページ附則第12条及びポイント16番、説明資料の13ページ附則第13条は、土地の価格に対し、課税標準額が低い宅地等（商業地等宅地、更地若しくは非住宅用地）及び農地に対して、地目ごとに

定められた加算率を乗じた額を課税標準額とする負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、令和2年度まで講じた負担調整措置の仕組みを継続するものです。

その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものです。

平成6年度の税制改正により、宅地（商業地等宅地、更地及び非住宅用地）の課税標準額を土地評価額の7割とすることになりました。そのため、課税標準額の激変緩和措置として毎年5%ずつ課税標準額を上げていくことになっています。現在では、ほとんどの宅地が7割に達しております。

ポイント17番、説明資料の14ページ附則第15条は、一定規模（5,000平方メートル以上）の土地の所有者または取得者に対して課税される特別土地保有税について、課税の特例期間、現在のところ令和2年度までの分を令和3年度から令和5年度までに変更するものです。また、この特別土地保有税については、平成15年度以降、当分の間課税停止となっております。

この制度につきましては、昭和48年度に、土地の有効利用促進や投機的取引の抑制を図るために設けられた税金で、5,000平方メートルを超える土地を取得した方、または所有する方にかかります。平成15年度より廃止をされています。この課税の期間は10年間ということになります。

ポイント18番、19番の軽自動車税、説明資料の15ページ附則第15条の2、附則第15条の2の2は、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとするものです。この臨時的軽減措置による減収額は、全額国費により補填されます。

ポイント20番、21番、説明資料の15ページ附則第16条、附則第16条の2第1項は、燃費や排ガス性能の良い車を購入した場合、購入翌年の軽自動車税の種別割（自動車保有税）が軽減されるグリーン化特例が、電気自動車等の75%軽減、ガソリン車の50%軽減及び25%軽減の対象は、営業用乗用車に限定した上で2年間延長するものです。

なお、取得した翌年1年間だけの軽減措置になります。

ポイント22番の固定資産税、説明資料の18ページ附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を令和8年度まで延長するものです。

ポイント4ページ23番の市民税、説明資料の19ページ附則第26条は、住宅ローン控除のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲で市民税から控除する制度において、控除期間を13年間とする特例の適用期間を延長し、令

和4年末までの入居者を対象とする措置を講ずるものです。この措置の減収額については、全額国費により補填されます。

ポイント4ページ24番、説明資料の20ページ令和2年改正条例第2条は、引用条項の変更に伴い条文整理するもので、内容の変更はありません。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 承認第3号の詳細説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定（専決第4号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定（専決第5号））について説明を申し上げます。

議案集の15ページから17ページ、説明資料の27ページから29ページをご覧ください。

本案は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定される、3年を1期とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、計画審議会

により令和3年3月10日に最終審議がなされた後、同月30日に市長へ答申がなされました。また、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の改正内容を同年4月1日から施行するにあたり、宇城市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じ、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項により3月31日付けで市長において専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるとのことです。

主な改正内容としまして、第1号被保険者の所得段階区分が決定される条例第2条第7号の合計所得金額200万円が210万円に、同条第8号の合計所得金額300万円が320万円にと、合計所得金額の区分範囲が変更されるものとされています。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 承認第4号の詳細説明が終わりました。

これから承認第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定（専決第5号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に、承認第5号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第5号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補

正予算（専決第6号）について詳細説明します。

令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険加入者への傷病手当金を支給するため、令和3年度宇城市国民健康保険特別会計にて予算を確保する必要が生じ、急を要したことから、4月1日付けで市長において専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ687万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億8,463万3千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので、6ページをお開きください。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金687万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金に係る特別調整交付金です。

次に、歳出を説明しますので、7ページをお開きください。

款2保険給付費、項6傷病手当諸費、目1傷病手当費687万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策傷病手当金となります。

算定方法について説明いたします。まず支給対象者数ですが、宇城市国民健康保険の被保険者数が、令和3年3月31日現在で14,966人です。そのうち被用者（給与の支払いを受けている方）が30%で4,490人と想定し、そのうち罹患者を1%とし45人が罹患すると想定しました。45人のうち80%が軽症者で36人、重傷者が20%で9人といたしました。

次に、1日当たりの支給額については、厚生労働省が公表しています、国保実態調査の数値を基に1世帯当たりの平均所得額を136万7千円とし、月20日間勤務したとして、1日当たりの給与収入額を5,700円と設定しました。支給額は、その3分の2相当額の3,800円でございます。

支給対象期間は、療養のため連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降について支給するため、軽症者が28日間、重傷者が89日間としました。

それぞれの日数に対して3,800円を掛け合わせて、合計687万4,200円という試算をいたしております。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 承認第5号の詳細説明が終わりました。

これから承認第5号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第5号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第5号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第5号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に、承認第6号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第6号令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）について詳細説明します。

議案集20ページから21ページをお願いします。資料集は、別冊令和3年度宇城市各会計補正予算、宇城市一般会計補正予算（専決第1号）になります。

令和3年4月9日付けで専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、支出の増加の影響を勘案し、児童一人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金の経費です。

配布しております、令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第1号）1ページをお願いします。

予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,843万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を298億3,351万3千円としています。

2ページに移ります。

歳入費目では、款15国庫支出金、項2国庫補助金で4,843万7千円を追加しています。

3ページに移ります。

歳出費目では、款3民生費、項5母子福祉費で4,843万7千円の追加を行っています。

続いて、歳出の主な内容とその特定財源について御説明します。7ページをお願いします。

款3民生費、項5母子福祉費、目1母子福祉費、節18負担金補助及び交付金で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金4,475万円を追加しております。財源につきましても、事務費も含めて全ての経費が国庫支出金で賄われます。

以上で、承認第6号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 承認第6号の詳細説明が終わりました。

これから承認第6号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） この低所得者というのは、大体年収はいくらかということと、対象の児童数、対象世帯をお願いします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 支給の対象につきましては、児童扶養手当受給者ということになりますので、現行児童扶養手当を受給しておられる方に、児童一人当たり5万円を支給することとなります。おおむね児童895人分を予算化しております。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第6号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第6号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第7号令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）について詳細説明します。

議案集22ページから23ページをお願いします。資料は、別冊令和3年度宇城市各会計補正予算、宇城市一般会計補正予算（専決第2号）になります。

令和3年4月30日付けで専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めものです。

新型コロナウイルスワクチンの供給に伴い、速やかに接種を行うため人員体制等を図るとともに、ワクチン接種による健康被害が生じた場合に必要な措置を講じる体制整備に必要な経費です。

令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第2号）1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,406万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を298億4,757万7千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款15国庫支出金、項2国庫補助金で1,406万4千円を追加しています。

3ページに移ります。歳出費目では、款4衛生費、項1保健衛生費で1,406万4千円の追加を行っております。

歳出の主な内容と、その特定財源について御説明します。

7ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節1報酬で、予防接種健康被害調査委員会委員報酬22万5千円を追加しています。ワクチン接種による健康被害の調査等の対応として、委員会の開催に必要な経費になります。

節12委託料で、超低温冷凍庫管理業務委託料400万円を追加しています。ワクチンを保管する超低温冷凍庫を設置するために必要な独立電源の確保に係る経費4施設分となります。

このほかに、人員体制の拡充として、会計年度任用職員3人、事務職員派遣業務委託で2人を一定期間増員し、人員体制を確保するために必要な予算を補正しています。

財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

(国庫支出金)で賄われることとなっています。

以上で、承認第7号の詳細説明を終わります。

○議長(園田幸雄君) 承認第7号の詳細説明が終わりました。

これから承認第7号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○15番(渡邊裕生君) 自席で行います。今、世間で一番話題となっているのがコールセンターなどへの予約の殺到で、予約受付が打ち切られたりとかいろんな問題が生じております。今回この予算で例えば予約のシステム、受付の人員等、先ほど市長から5歳ごとに分けて行うというふうに聞きましたが、この予算の範囲でその十分な対応がなされるのか、そこら辺をお聞かせいただきたい。

○健康福祉部長(岩井 智君) 一般高齢者の85歳以上に係るワクチン接種の予約につきましては、5月6日から受付を開始しまして、5月11日から既に接種が始まっております。予約開始当初は、コールセンターにかなりのアクセスが集中しまして、なかなか予約が受け付けづらい状況となりました。このため宇城市保健福祉センターにおいて、臨時的に来られた方に予約の対応をしている状況ですけれども、それでもうまくはけないというのが現状になっております。受付開始からこれまで1週間ほど経過しましたが、現在のところは落ち着いた状況になっております。しかしながら、今後10歳若しくは5歳刻みで接種券を交付する中で、予約の受付の混乱を避けるため、今回会計年度任用職員また派遣職員を応募しまして、それに対応するための予算として額を計上しているところでございます。

○15番(渡邊裕生君) 今の答弁で体制が十分整ったかどうかというのは、はっきりちょっと理解ができない。1期目の体制では、非常に混乱を生じたというふうに受け止められた。今度80歳から75歳へと移っていく中で、その各5歳刻みの人員の対象者数は分かっていると思いますが、それらが混乱なくやっていけるのかという部分について見解をお聞かせいただきたい。

○健康福祉部長(岩井 智君) 今回、会計年度任用職員と派遣職員の予算を計上しておりますけれども、併せて職員による時間外勤務の手当も計上しております。現在健康福祉部の職員で予約代行形式の受付を行っておりますが、この人数を拡充して、健康福祉部並びに全庁態勢で予約の受付を行っていくというふうに考えていますので、今回時間外勤務手当を計上しております。

○15番(渡邊裕生君) 昨日でしょうか、河野大臣も今回のこのシステムに対しては、ちょっと問題があったというようなコメントも出ていたようですが、本当にこの電話予約方式がベストな選択だったのかというのは、私たちも考えざるを得ない状況ではないかと思えます。ほかに、いい予約のやり方ができなかったのか、今後もこのやり方で続けていかれるのかどうかというのは、十分検討された中で、市民の皆

さんが混乱なくスムーズに接種できるような体制づくりを是非行っていただきたいということを申し上げて終わります。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市における予約につきましては、他の自治体で見られますように、65歳以上の高齢者について公平性を保つという観点から一斉接種券を発送ということがございましたけれども、本市におきましては、公平性も担保しながらかつ市民の皆様の混乱を避けるということから、年齢を刻んで細分化して接種券を発送しております。多少の混乱はございましたけれども、大きな混乱には至らなかったというふうに認識しております。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

○12番（五嶋映司君） 自席で行います。今の渡邊議員の質問と関連なのですが、いわゆる高齢者の接種の終了が7月末ということで、果たしてこの1,400万円ぐらいの予算で大丈夫なのかというちょっと心配はするのですが、この費用は、今オリンピックの関連で看護師の確保や医師の確保がどうなのかということがありますが、その辺の体制の医療従事者の確保は十分なのかということと、いわゆる7月末までの接種が予約のスタイルを変えてということで一応計画をされていると思いますけど、無理なくできるのかどうか、その辺の見解をまず伺ってみたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 医療従事者の接種につきましては、市ではありませんで熊本県が主導で接種をされております。なかなか情報が入ってこないというのが正直なところですが、今後スムーズにいくよう県とは連携をして情報交換をしていきたいとは考えております。

それから、一般高齢者の7月末までの接種につきましては、今医師会と情報交換をしながら、7月末までに高齢者の接種が終わるように努めているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 明確に答えにくいんだろうと思いますけども、どうも今メディアでいろいろ放送されているところによると、今朝の熊日にも宇城市も7月末までという形で報道がされております。そういう意味でいくと住民の皆さんは、今日市長の説明で年齢別の券の発送の予定が示されたので少し安心しましたけれども、果たして無理なくやれるのかどうか、それと先ほど答弁をいただいたのは医療従事者の接種ではなくて、医療従事者の確保、何人ぐらい必要でどのぐらいの手当ができていいのか、その辺の見解があったら伺えたらありがたいです。

○健康福祉部長（岩井 智君） 医療従事者の接種につきましては、先ほど申しましたとおり県が主導にて行っております。接種状況がスムーズに行えれば、各医師会から医療機関における接種が進んでいくと思いますので、スムーズに進んでいけば現

段階では7月末で一般高齢者の接種が完了するというふうに見込んでおります。具体的な数字までは、すみません、ちょっと把握はしておりません。

○12番（五嶋映司君） 大変御苦勞が多いと思います。是非、今明確な数字がなくて7月末までにやるという大宣言が出たものですから、ところが健康福祉部長の答弁のとおり、具体的には宇城市も明確に数字が示されていないという状況ですね。大変御苦勞が多いと思いますので、是非目標に向かってしっかりできるように御努力を改めてお願いしておきたいと思います。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

○7番（高本敬義君） 今のお二人の質問と関連ですが、今最後に五嶋議員が言われた7月末で完了できるだろうという報告を宇城市もされているようですが、少し積上げとしてまずは教えてほしいのが、5月6日から受付をされた85歳以上の状況、3月の時点とかコロナの号外等で対象人員も、例えば65歳以上で号外の方では21,000人とか大きく大雑把に括ってありますが、今回の85歳以上の方の対象者、それと1週間ぐらいしか経っていませんけれども、現段階でどの程度予約されたのか。それとそれに見合うワクチンはもう来ているのか、今後来るのか。国は、6月いっぱいまでワクチンは完全に送付するというふうなことは言っています。県もそれを受けての答弁を、昨日、一昨日に副知事の方がされているようですが、そういった状況がこの1週間で分かれば、先ほど冒頭に市長が言われた5月21日から80歳とか、その見込みがまた立っていくでしょうし、あと5歳刻みなのか10歳刻みなのか、それを着実に1週間とか2週間ごとに押さえていけば見込みができる。その予測に立っての県への回答だったのかというふうに推測はしますが、まずは現状この5月6日からの状況が分かれば教えてください。

○健康福祉部長（岩井 智君） 5月6日に受付を開始しました85歳以上の高齢者ですが、おおむねで答弁させていただきます。85歳以上が約6,300人であり、予約状況につきましては昨日時点で2,100件ということで、50%まではいっていませんけれども半数近くの予約状況となっております。先ほども申しましたとおり、予約開始当初がかなりの方がアクセスをされまして、5月6日からが非常に多かったのですが、ここ数日は落ち着いた予約状況、1日100件程度と捉えております。

ワクチンにつきましては、予約件数には今のところ十分予約件数より供給がなされており、来週から国から順次供給される予定ですので、今のところ供給不足というふうにはなっていない状況です。

○7番（高本敬義君） 今の答弁の中で、申込みが二千ちょっとぐらいで約5割ぐらいと言われましたが、対象者の人数は6,000と言われましたか。議長、この質

問も3回で終わるようにするのですか。

○議長（園田幸雄君） 今2回です。

○7番（高本敬義君） では今の質問は、今答えなくて結構です、後で一緒に答えてください。次の質問をします。それでいくと、基本的には私は年齢区分を小刻みにしたことは、先ほど渡邊議員は1つ持論としてそういう意見を言われましたが、私は細分化してやっていくことは、現状としてはほかの市町村に比べれば混乱がより少なかったろうと思っています。ですから、その経験をこの約何週間かの経験を生かしていくとすれば、今後もこの小刻みであることを進めていった方が、市民の側もその小刻みにすることに対する異論とか反対意見が猛烈にあるわけではないでしょうから、そのことを進めて行ってほしいと思います。これは65歳未満になったときも、そのやり方をしていった方がいいのではないかというふうに思います。

それでいくと、先ほど市長が言われた5月21日で80歳、28日で75歳から、1週間おきに5歳ごとにすれば、6月中旬ぐらいに一応発送と受付の開始がスタートしますから、2週間ぐらい間隔を置くとしても、推測ですが6月いっぱい終わるなというふうに受け取ったんですがいかがでしょうか。先ほどの答弁も含めて。

○健康福祉部長（岩井 智君） 先ほどの答弁につきまして、訂正をさせていただきます。先ほど85歳以上の対象者を私は4,300人と言ったつもりだったのですが、6,300人というふうに伝えたと思います。正しくは約4,300人です。予約状況は約2,100件ですので、おおむね45%程度から50%未満ぐらいになるかと思えます。

年齢を区分した発送につきましては、先ほども言いましたが、公平性を保つというのも自治体として当然のことだと思いますが、それよりやはり市民の混乱を避けるということを選択しまして、小刻みな接種券の発送という結論に至っております。今後も65歳以下の接種の機会になりましたら、またその時はその辺も含めて検討していきたいと考えております。

○7番（高本敬義君） 今で現状約5割ぐらいの申込みがあっているということで、今後まだまだ申込みをされる方がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、その申込みが漏れた方の対応をどうするのかというのが1つと、昨今全国の市町村であってはならないような不祥事というか、自治体の首長が年齢区分優先順位を超えてでもしたり、場所によっては現場の担当の行政の職員が50人とか100人が優先して受ける、それは現場担当で先ほど話がありましたが、自治体が医療従事者的な判断をされた。そういうことも実態がそういうふうであれば、医療従事者ということも全く完全にバツではないわけですが、安易な恣意的な考えで対応なされないようお願いをすることと、キャンセル等で宇城市は宇土郡の方が一部、三角と不知火

が防災拠点センターなどを使って集団をされる予定で号外には出ていますが、キャンセルがあって残った場合の液の利用の仕方の方針、柱。それを各医療機関なり、集団のときに関わってこられるドクターなりに、きちんと説明できるような体制になっているかどうか。それが結果的に先ほど悪しき例として全国の例を言いましたが、それがきちんとなかったからそういうやみくもになされていったというふうに私は受け取っています。ある意味行政のミスです、ほかの自治体の悪しき例は。ですからそのことも是非念頭に入れて、キャンセルがあったときの対応の方針をお願いします。

○健康福祉部長（岩井 智君） まず、今回の新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種につきましては、あくまでも任意の接種であります。しかしながら、世界的にこういう感染症が流行している中で、我々としては全ての市民の方に接種をしていただけるよう啓発はしてまいりたいと思います。申込み予約をされていない方につきましても、接種をしていただくよう今後お願いをしていくということになります。

それから、本市における優先順位につきましては、接種順位を高年齢施設の入所者、従事者、それから高い年齢の方から順に接種していただくよう接種券を順次送付しておりますので、今のところ優先順位から外れた接種というのは考えてはいないところです。

キャンセル等への対応につきましては、今後また医師会、医療機関あたりと十分詰めて対応していきたいと考えております。

○7番（高本敬義君） もう実際接種が始まっているわけですので、今のキャンセルのことは早急に部内でもきちんと方針立てをしてほしいと思います。いろいろ大変とは思いますが、市民の健康と命を守るというか大げさでも何でもなく、そういった気持ちでやっておられると思いますけれども、職員の皆さんの健康も害しないように注意しながら、市民のための健康づくりをお願いします。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第7号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから承認第7号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第7号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に、議案第39号の詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 議案第39号工事請負契約の締結について説明します。

議案集は24ページ、説明資料集は30ページから31ページです。

今回の萩尾隧道（用水路）災害復旧工事に係る工事請負契約の締結につきまして、令和3年4月13日に仮契約を締結しているところです。

本工事の予定価格が1億5千万円を超えるものとなっており、地方自治法第96条第1項第5号並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものです。

工事名、萩尾隧道（用水路）災害復旧工事。工事場所、宇城市松橋町萩尾地内。契約金額、4億4,220万円。契約の相手方、住所、宇城市松橋町南豊崎731の3。商号又は名称、田中・河崎・共和建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社田中機工、代表取締役嶋崎昌美。

本工事につきましては、令和2年6月11日から15日の梅雨前線豪雨により、萩尾ため池南部幹線水路の隧道が崩落し送水ができなくなったため、本工事により復旧を行う工事です。

復旧延長386.48mを管推進工で施工し、併せて復旧工事期間中の受益地へのかんがい用水対策として、鑑ヶ鼻中池から仮設ポンプにより送水します。

発注形態においては、工事設計金額がおおむね2億円以上の土木一式工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に集結する必要があると認められることから、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札方式を採用し、施工能力及び実績により受注業者の選定を行ったものです。

入札結果を基に、4月12日の指名審査会を経まして落札者の決定を行い、4月13日に仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第39号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第39号の詳細説明が終わりました。

これから議案第39号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 競争入札の状況を概略、何社出てどうだったとか、落札率ほどのくらいだったかというその辺のことが分かりましたら教えてください。

○経済部長（黒崎達也君） 今回の競争入札におきましては、条件付一般競争入札を行っております。建設工事共同企業体のJVという形式でございますが、宇城市建設工事共同企業体運用基準によりまして、設計金額が2億円以上のため土木工事一式工事であって、円滑かつ確実な施工を図るためのJV対策としまして、宇城市内の2社または3社JVとして条件付けし、本工事は3社JVで入札されたものでございます。このほかには2社JVに業者応札されております。

落札率は98.8%です。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

○20番（中山弘幸君） JV企業への参加資格を教えてください。

○経済部長（黒崎達也君） 資格としてはAランクを採用しております。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第39号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号工事請負契約の締結について（萩尾隧道（用水路）災害復旧工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第39号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第39号は可決することに決定しました。  
ここで執行部は退席を許します。

(執行部退席)

-----○-----

## 日程第12 選挙第5号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長（園田幸雄君） 次に、日程第12、選挙第5号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、議員でありました石川洋一君及び大村悟君から辞職願が提出されておりますので、後任の2人を選出する選挙であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。

宇城広域連合議会議員に、福永貴充君及び私、園田幸雄の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が宇城広域連合議会議員に当選しました。ただいま宇城広域連合議会議員に当選した2人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

代表して福永貴充君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○9番（福永貴充君） 改めましてこんにちは。このたび皆様から御選任をいただきまして宇城広域連合議会議員に就任させていただくことになりましたことを、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

広域連合におきましては、広域消防またはクリーンセンターの建設など重要な課題が山積しております。今、共に選任いただきました園田議長をはじめ、先に選任されておられます広域連合議会の議員の方々々と協力させていただきながら、共に問題解決に誠心誠意取り組んでまいりたい所存であります。今後も皆様方の御指導並びに

御協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

-----○-----

**日程第13 選挙第6号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙**

○議長（園田幸雄君） 日程第13、選挙第6号上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件は、議員でありました石川洋一君及び大村悟君から、辞職願が提出されておりますので、後任の2人を選出する選挙であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上天草・宇城水道企業団議会議員に、福永貴充君及び私、園田幸雄の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選しました。ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員に当選した2人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、私から御挨拶申し上げます。

ただいま御選任いただきありがとうございました。感謝申し上げます。上天草・宇城水道企業団は、平成16年から供用を開始して17年経過しております。今後は耐用年数が超過する施設が出てまいります。相当の巨額の費用が発生すると思われます。議員の皆様のお意見を拝聴しながら、しっかりと対応してまいります。今後とも御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。お世話になります。

-----○-----

#### 日程第 1 4 議会運営委員の選任

○議長（園田幸雄君） 日程第 1 4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員につきましては、これまで議員辞職によるお一人の欠員及び私、園田が委員を辞任いたしますので、委員会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、新たに石川洋一君及び大村悟君の 2 人を指名します。

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和 3 年第 1 回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 0 時 4 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

# 付 録

令和3年第1回臨時会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名											審議結果	賛成	反対									
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司				13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	19	0
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号)	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	18	0
承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第9号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第39号 工事請負契約の締結について(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0